

デジタル敗戦の一因か？ コインハイブ事件

2022年1月26日

山田太郎事務所

V1

捜査によるイノベーション阻害・萎縮

捜査によるイノベーション阻害・萎縮

2011年11月

【Winny事件】

事件名：著作権法違反幫助事件

結 果：最高裁判決により**無罪**確定

2018年3月

【Wizard Bible事件】

事件名：不正指令電磁的記録作成等罪

結 果：略式命令により**罰金50万円**の有罪確定

2019年5月

【無限アラート事件】 … javascript

事件名：不正指令電磁的記録供用未遂罪

結 果：**不起訴**処分

2022年1月

【コインハイブ事件】 … javascript

事件名：不正指令電磁的記録保管罪

結 果：最高裁判決により**無罪**確定

コインハイブ事件

コインハイブ事件の概要

被告人

ウェブサイト運営者

事案の概要

- 被告人が、自身のウェブサイトの収入源の確保を検討
- 上記手段としてコインハイブによるマイニングの採用を決定
 - ※ コインハイブ：ウェブサイト閲覧者の電子計算機を使用して仮想通貨のマイニングを行わせるウェブサービス
- コインハイブによるマイニングの仕組みを導入するためのプログラムコードをサーバーに保管
 - ⇒ **不正指令電磁的記録保管罪**で検挙
 - ※ 刑法168条の3

結果

第一審：横浜地裁2019年3月27日判決 → 無罪
控訴審：東京高裁2020年2月7日判決 → 罰金10万円
上告審：最高裁2022年1月20日判決 → 無罪

不正指令電磁的記録保管罪の要件とコインハイブ事件の争点

条文 (刑法168条の2)

正当な理由がないのに、
人の電子計算機における実行の用に供する目的で、
次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、
三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき(反意図性)不正な(不正性)指令を与える電磁的記録

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

要件 (刑法168条の2) (刑法168条の3)

- ① 正当な理由がなく
- ② 人の電子計算機における実行の用に供する目的で
- ③ 反意図性及び不正性をもつプログラムを
- ④ 作成・提供(168条の2)、取得・保管(168条の3)

争点

コインハイブのプログラムの「反意図性」と「不正性」

コインハイブ事件の争点に関する各裁判所の判断

反意図性

不正性

横浜地裁

反意図性は、当該プログラムの機能につき一般に認識すべきと考えられるところを基準として判断



一般の利用者が閲覧者の電子計算機にマイニングを行わせるというコインハイブのプログラムの機能について認識すべきとはいえないため、**反意図性が認められる**

不正性は、有用性や必要性、利用者への影響や弊害等を考慮し、社会的に許容し得るかで判断



運営者が得る利益はウェブサイトの質の維持向上の資金源として閲覧者への利益にもなり、電子計算機の処理速度の低下は広告表示等の場合と大差なく閲覧中に限定されており、社会的に許容されていないとはいえず、**不正性は認められない**

東京高裁

反意図性は、当該プログラムの機能につき一般に認識すべきと考えられるところを基準とした上で、一般の利用者の意思に反しないものと評価できるかという観点から、規範的に判断



利用者に利益をもたらさない上、利用者に無断で電子計算機を使用して利益を得ようとするもので、一般の利用者が許容しないことは明らかであるから、**反意図性が認められる**

不正性の要件は、利用者に利益があったり、不利益に対する注意喚起があったりして、プログラムに対する信頼保護や電子計算機による適正な情報処理の観点からみて、社会的に許容される場合を、規制の対象から除外する趣旨



閲覧者に利益を生じさせない一方で一定の不利益を与えるものである上、不利益に関する表示等もされないから、社会的に許容されるということができず、**不正性が認められる**

最高裁

反意図性は、当該プログラムについて一般の利用者が認識すべき動作と実際の動作が異なる場合に肯定



閲覧中にマイニングが行われることについて同意を得る仕様になっておらず、マイニングに関する説明も表示もなく、ウェブサイトの収益方法として閲覧者の電子計算機にマイニングを行わせるという仕組みは一般の利用者に認知されていなかったことから、**反意図性が認められる**

不正性は、電子計算機による情報処理に対する社会一般の信頼を保護し、電子計算機の社会的機能を保護するという観点から、社会的に許容し得ないプログラムに肯定



電子計算機の機能や電子計算機による情報処理に与える影響はCPUを一定程度使用することとまり、消費電力の増加や処理速度の低下も閲覧者が気づかない程で、広告表示プログラムと有意な差異も認められず、マイニング自体も社会的に許容し得ないとは言えず、**不正性は認められない**